

平成 2 3 年度 第 3 回  
大阪市都市計画審議会  
会 議 録

日 時 平成 2 4 年 3 月 3 0 日 (金)  
午後 1 時  
場 所 大阪市役所本庁舎 P 1 階 会議室

## 平成23年度第3回大阪市都市計画審議会会議録

○日 時 平成24年3月30日（金） 午後1時00分開会

○場 所 大阪市役所本庁舎 P1階 会議室

○議 題 議第169号「大阪都市計画地区計画の決定について」  
議第170号「大阪都市計画用途地域の変更について」  
議第171号「大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」

○出席委員 25名（欠は欠席者）

会 長	村 橋 正 武	委 員	富 岡 朋 治
会長職務代理者	角 野 幸 博		木 下 一 馬
委 員	飯 田 克 弘		高 山 仁
	欠 石 田 佐恵子		木 下 誠
	梅 宮 典 子		ホンダ リエ
	嘉 名 光 市		改 発 康 秀
	欠 上 甫 木 昭 春		青 江 達 夫
	正 司 健 一		前 田 修 身
	中 川 大		船 場 太 郎
	檜 谷 美恵子		有 本 純 子
	藤 本 英 子		川 嶋 広 稔
	正 木 啓 子		武 直 樹
	松 永 敬 子		田 中 ひろき
	欠 南 川 諦 弘		尾 上 康 雄
	欠 宮 地 充 子		

---

開会 午後1時03分

○幹事（井上） 長らくお待たせいたしました。それでは、ただ今から平成23年度第3回大阪市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私、本審議会の幹事を務めております大阪市計画調整局都市計画課長の井上でございます。よろしくお願いいたします。

傍聴、報道機関も含めました皆様に申しあげます。携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定いただき、審議の妨げにならないようご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、橋下市長就任後の最初の審議会でございます。つきましては、開催に当たりまして、市長にかわりまして田中副市長よりごあいさつ申しあげます。よろしくお願いいたします。

○田中副市長 副市長の田中でございます。大阪市都市計画審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申しあげます。

委員の皆様方におかれましては、平素から大阪市政の各方面にわたり、格別のご尽力を賜りまして、厚くお礼申しあげます。橋下新市長就任から3カ月余り、大阪市民の思いを受けまして、大阪にふさわしい自治の仕組みをつくり、大阪を変えるべく市長を先頭に全力で取り組んでいるところでございます。

昨日の府市統合本部での大変厳しい議論の様子が既に報道されておりますが、私ども、より広域的な視点に立ちまして、長期的なまちづくりの方法について現在議論を重ねているところでございます。

一方、既に都市計画決定しております都市施設につきまして、社会、経済情勢の変化に対応しまして適切に対応していくこと、見直していくことが喫緊の課題となっております。その中で長期未着手の都市計画道路につきましては、来年度、平成24年度でございますが、見直しに関する手続きを行ってまいりたいというふうに考えております。また、都市計画公園、緑地につきましても、見直しの検討を深めていきたいというふうに考えております。

委員の皆様方には、引き続きさまざまな角度からの専門的かつ忌憚のないご審議を賜りますようお願い申しあげまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○幹事（井上） ありがとうございます。

委員の皆様方には大変恐縮でございますが、副市長は別途公務のため、この場を退席させていただきます。どうかご了承いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

お手元の上から順番に「会議次第」、「委員名簿」、それと「大阪市都市計画審議会関係資料集」と表紙でございます冊子です。そして本日ご審議いただきます予定の議案書といたしまして、議第169号から議第171号の3つの案件を1冊にまとめてございます議案書がございます。合わせて4点でございます。

お手元でございますでしょうか。

それでは、これよりご審議をお願いいたしますが、本日の審議会につきましては、29人中25人の委員の方々がお出席されておりますので、大阪市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは、村橋会長、よろしく願いいたします。

○村橋会長 本審議会の会長を務めております村橋でございます。若干おくれまして、誠に申しわけございませんでした。委員の皆様方におかれましてはご多忙のところ、しかも年度末の一番大変なときにお集まりいただきましてありがとうございます。

まず、議事に入ります前に、本日の会議録の署名につきまして、審議会運営規程第8条の規定によりまして、梅宮委員と高山委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、審議会の傍聴規程の改定について皆様方にお諮りいたしたいと思います。

幹事に傍聴規程の改定案について説明をお願いいたします。

○幹事（井上） それでは、お手元の「大阪市都市計画審議会関係資料集」と表紙でございます冊子をご覧ください。

審議会の運営に関しましては、その冊子の3ページから4ページでございます大阪市都市計画審議会要綱第9条の規定におきまして、必要な事項は会長が定めることになっております。本審議会では大阪市都市計画審議会運営規程及び傍聴規程を設けまして、これに従って運営を行っているところでございます。

本審議会につきましては、平成12年に設置して以降、その5ページでございます運営規程第7条でございますように、会議は公開するものとしたしまして、傍聴を認めるこ

とによりまして実施してまいりましたが、報道機関につきましては、取材等に対し配慮しつつ、議事進行の妨げにならないよう、申入れがある場合につきましては、写真撮影、録画及び録音を会議開始前までに限り認めてまいりました。

この間、報道機関をはじめとする傍聴の皆様のご理解、ご協力のもと、特にトラブルが起こることもなく、円滑に運営を進めてきております実績を踏まえまして、このたび傍聴規程の見直しを図り、会議の運営に支障のない範囲で報道機関による撮影等につきまして会議開始前までに限定せずに認めてまいりたいと考えております。

つきましては、8ページにお示ししておりますように、傍聴規程第3条第2項にございます、従前「報道機関から取材等の申入れがある場合は、会議の開始前までに限り会場内の写真撮影、録画及び録音を認めるものとする」とございますものを、資料にございますように、「報道機関から取材等の申入れがある場合は、会場内の写真撮影、録画及び録音を認めるものとする。ただし、その方法等については審議会会長又は事務局の指示に従わなければならない。」と改定いたしまして、あわせて傍聴規程第3条第3項を削除いたします。

なお、審議会運営規程第9条に規定しております審議会に対する意見の陳述につきましては、個人情報等の保護等に配慮し、引き続き非公開での取り扱いといたしますことを申し添えておきます。

以上が傍聴規程改定案の内容でございます。よろしくお取り扱いお願いいたします。

○村橋会長 どうもありがとうございました。

ただ今、幹事より提案のありました傍聴規程改定案につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村橋会長 では、ご意見なしということで、傍聴規程につきましては案のとおり改定をさせていただきます。

つきましては、本日より改定に基づく取り扱いを行わせさせていただきたいと思っております。

それでは、会議が円滑に進行しますように、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の議案といたしましては、大阪市長から付議のありました議第169号「大阪都市計画地区計画の決定について」、議第170号「大阪都市計画用途地域の変更について」及び議第171号「大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」の3件でござ

います。

それでは、議第169号から議第171号につきまして、相互に関連しておりますので、その内容について幹事から一括して説明をお願いいたします。

○幹事（川田） それでは、議第169号「大阪都市計画地区計画の決定について」、議第170号「大阪都市計画用途地域の変更について」並びに議第171号「大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」、以上3案件は相互に関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

本案件の計画地であります「福駅前地区」は、西淀川区の南西部に位置しております。

阪神なんば線福駅の東側に隣接した駅前地区であり、都市計画道路尼崎平野線に近接し、都市計画道路福町十三線に接した約4.0ヘクタールの区域でございます。

地区周辺及び当地区の状況でございますが、当地区周辺は、大規模な工場や運送会社等、工業系施設が集積しているとともに、戸建住宅や共同住宅、大規模な販売施設等が立地しております。

当地区につきましては、かねてから工場として操業されておりましたが、平成23年10月に停止しており、現在は解体工事中でございます。

今回、この大規模な工場跡地につきまして、駅前という立地特性にふさわしい土地利用へと転換を図るため、地区計画の決定、用途地域の変更並びに防火地域及び準防火地域の変更を行うものでございます。

それではまず、都市計画手続きに至った経過についてご説明いたします。

平成20年12月に大阪市に対しまして、地権者より工場の閉鎖に伴う跡地利用について相談がございまして、継続的に協議を行いました結果、平成22年5月ごろに地権者より都市計画手法を活用した土地利用計画案の提案がございました。

その提案内容でございますが、商業機能、医療・福祉機能、居住機能等を導入しまして、周辺市街地との調和に配慮したまちづくりを行っていきたいというものでございます。

本市としましては、この土地利用計画案は、当地区の駅前という立地特性にふさわしい複合的な市街地の形成について考慮した計画ではありましたが、より良好な市街地環境を創出する上で必要な道路や歩道、広場といった基盤施設の整備、地区周辺の工場等既存施設に対する配慮、地区周辺から駅への円滑な歩行者動線の確保などについて地権

者に検討を求めてまいりました。

このような地権者との継続的な協議を経まして、本年1月に土地利用計画案が再度提示されました。

本市といたしましては、この土地利用計画案につきましては、必要な基盤施設の整備、緩衝帯となる空間の確保、駅と地区周辺を結ぶ歩行者ネットワークの形成などが図られるものでございまして、駅前という立地特性を活かし、周辺市街地との調和のとれた良好な市街地環境の創出が図られる計画であるということから、本日の都市計画案の作成に至った次第でございます。

それでは、議第169号「大阪都市計画地区計画の決定について」ご説明いたします。議案書3ページの計画書及び前のスクリーンをご覧ください。

今回、地区計画を決定しようとしております区域は、前のスクリーンの赤の線で囲んでいる部分でございます。

地区計画の名称は、「福駅前地区地区計画」でございまして、地区の位置及び面積につきましては、西淀川区福町三丁目地内の約4.0ヘクタールでございます。

本地区計画では、「駅前の交通至便な立地特性を活かして、大規模な土地利用転換に伴う必要な基盤施設を整備するとともに、適切な都市機能の導入、調和のとれた建築物等の誘導を行うことにより、安全で快適な市街地環境の創出を図ること」を目標としております。

この目標の実現に向けまして、「土地利用の方針」、「地区施設の整備方針」、「建築物等の整備方針」を定めてございます。

「土地利用の方針」としましては、快適な生活拠点にふさわしい機能を導入することによりまして、周辺市街地と調和のとれたにぎわいやゆとりのある市街地環境の形成を図るため、商業機能、医療・福祉機能、居住機能等の導入を図ります。

次に、「地区施設」についてご説明いたします。

本地区の健全な土地利用の増進と良好な都市環境の形成を図りますとともに、歩行者の快適な通行を確保して、地区内及び周辺交通を円滑に処理しますために、地区西側にあります現況幅員6メートル、延長約130メートルの市道西淀川区第927号線を拡幅、延伸し、幅員7.5メートル、延長約180メートルの「区画道路」を整備いたします。

また、歩車分離により安全で快適な歩行者空間を創出し、地区の安全性と防災性の向上を図るため、地区西側に整備いたします区画道路沿いに幅員5メートル、地区東側の

既設道路沿い及び地区北側の地区計画区域境界沿いに幅員4メートル、地区北側及び南側の既設道路沿いに幅員3メートルの「歩行者専用通路」を設けます。

さらに、地区周辺から駅へと誘導する安全で快適な歩行者ネットワークの形成を図りますため、駅前と地区北東角を結ぶ幅員4メートルの歩行者専用通路を設けております。

あわせて、地区内には歩行者ネットワークの主要な結節点におきまして、駅利用者等、歩行者の安全性・利便性を確保いたしますとともに、緑豊かなゆとりある空間を形成しますため、駅前に面積約1,000平方メートル、地区北東角に面積約300平方メートル、地区南西角に面積約200平方メートルの「多目的広場」を設けております。

続きまして、「建築物等に関する事項」についてご説明いたします。

まず、「建築物の用途の制限」でございますが、健全で良好な市街地環境を確保しますために、パチンコ屋、マージャン屋や性風俗店など、一定の風俗営業等に係る用途について制限いたします。

「建築物の敷地面積の最低限度」につきましては、2,000平方メートルとしまして、まとまった規模の開発を誘導してまいります。

また、周辺の市街地環境に配慮し、適正に建築物を配置するとともに、快適でゆとりある歩行者空間を創出するため、駅前である地区西側につきましては歩行者専用通路より3メートル以上、そのほか地区北側、東側、南側につきましては、歩行者専用通路より2メートル以上、建築物が後退しますよう「壁面の位置の制限」を定めております。

さらに、医療・福祉機能、居住機能を導入する場合には、歩行者専用通路に沿って幅員5メートルの緑地等による緩衝帯を整備いたします。

続きまして、議第170号「大阪都市計画用途地域の変更について」ご説明いたします。

議案書11ページ及び前のスクリーンをご覧ください。

今回、用途地域を変更しようとしております区域は、前のスクリーンの赤の線で囲んでいる部分でございます。

本地区は、ただ今ご説明しました「地区計画」による計画的なまちづくりにあわせて、工業地域から駅前にふさわしい複合用途のまちづくりが可能な準工業地域に変更し、地区周辺と調和した良好な市街地環境の形成を図ろうとするものであります。

これによりまして、準工業地域が約4.0ヘクタール増加し、工業地域が約4.0ヘクタール減少いたしまして、本市の用途地域は議案書11ページの計画書のとおりになります。

次に、議第171号「大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」ご説明い

たします。

議案書17ページ及び前のスクリーンをご覧ください。

ただ今、議第170号で説明いたしましたとおり、福駅前地区におけます用途地域の準工業地域への変更に伴いまして、前のスクリーンの赤色の線で囲ってあります約4.0ヘクタールの区域につきまして、都市の不燃化の促進を図るため、準防火地域を指定しようとするものでございます。

この変更により、本市の準防火地域の面積は約16,012ヘクタールとなります。

説明は以上でございます。

なお、「地区計画の決定」、「用途地域の変更」、「防火地域及び準防火地域の変更」の案の縦覧につきましては、2月24日から3月9日にかけて行いましたが、意見書は提出されておられません。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○村橋会長 それでは、ただ今説明のありました議第169号から議第171号議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○尾上委員 日本共産党の尾上です。

今の説明で、詳しく教えてほしいんですけども、この地域はもともと工業地域ということで、そして今回のこういう地区計画が出されました。当然工業地域が周辺にありますので、ここで土地利用の方針とか、そういうところで出されております緩衝帯の機能という問題、ちょっと緩衝帯についてもうちちょっと詳しく教えてくださいませんか。

○幹事（井上） 幹事の井上でございます。

今お尋ねのございましたのは、議案書4ページの建築物等の整備方針の（3）の記述にございます緩衝帯でございましょうか。

（3）の項目をお読みいたしますと、「医療・福祉機能、居住機能を導入する場合は、歩行者専用通路に沿って幅員5mの緑地等による緩衝帯を整備する」というものでございます。先ほどご説明いたしましたように、本地区計画では、地区周辺と調和をした市街地環境の形成に留意しているものでございますが、そのために先ほどご説明しました地区計画で地区外周部分に安全で快適な歩行者空間を整備するであるとか、地域の憩いの場となる緑豊かな広場を適切に配置するとかいうようなことで良好な市街地環境の形成を図ろうとしているところでございますが、特に地区内に医療・福祉機能でございま

すとか居住機能を導入する場合、すなわち、ここで日常的に生活されるような機能が導入される場合におきましても、地区周辺に立地いたします工場等と本地区が良好な共存環境を築くことに特に留意する必要があると考えておりまして、そこで地区内に医療・福祉機能や居住機能を導入する場合には、歩行者専用通路でございますとか広場以外に、さらにそれに沿って5メートルの緑地などの緩衝帯を設けることによりまして、植樹等によります視覚的な緩衝効果でございますとか、一定の距離をさらにとることによりまして、地区内の人の生活環境を地区周辺の工業系の施設に近接することによる影響から守るといようなこととともに、地区周辺の工場に対しましても、その操業環境を存続できるように配慮して、両者の共存を図っていききたいと、そういう趣旨で定めたものでございます。

○村橋会長 はい、どうぞ。

○尾上委員 要するに、もともと工業地域で、周辺に工場とかまだ残っているの、そこに医療とか住宅とかができた場合に、新たに住んだ人が周りうるさいと言うたら、それ問題になりますわね。もともとそこは工業地帯なので、そういういざこざというか、こういうことを避けるために緩衝帯を設けて、そういうことを防ぐということですね。

それで、この件に対して別に特段のあれはないんですけれども、特にこういう安全で快適な市街地環境の創出を図るということで、こういう工業地域に対して新たなそういう居住なり医療なり、そういう施設を導入する場合に、やっぱり調和のとれたそういう建設物等を誘導するというのがやっぱり一番大事だと思います。私が住んでいる西成区も、この尼崎平野線というのが通ってまして、交通至便なところで、立地条件も似ていますわ。それで特に工業地帯なんかで、私の地域では工場がつぶれたら、大概是建て売りになるんですよ。土地が小さいというのもあるんですけれどもね。そういう形でのやっぱり開発が進んで、それが町として調和がとれたらいいんですけれども、今回の場合、大変大きな4ヘクタールという規模なので、そういう意味で、いろいろまだそういう問題もあるのかなと思うんですけれども、そういう安全な快適な市街地環境創出に、ぜひとも努力してください。

以上です。

○村橋会長 ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○飯田委員 すみません、今、外周に歩行者専用通路というご説明があったと思うのです

が、これは自転車通行可の指定を一切しない歩行者専用通路だというふうに受け取ってよろしいですか。

○幹事（井上） ありがとうございます。民地の敷地内に設けます、かつ周辺部の道路にもともとございます歩道と一体となった、道路部分の歩道と民地内の歩行者専用通路の部分を合わせまして一体となった歩道空間になります。

道路部分につきましては、自転車通行可ということかどうかにに関して、別途定めております。今のところ通行可になっておりますが、民地内につきましては、我々幅員とか検討する場合におきましては、自転車が通行することも想定して、両方の部分を合わせまして4メートル、もしくは5メートル以上の幅員を確保しておりますので、通行は可能ではございます。

○飯田委員 通行は可能なんですか。なおかつ駅前のこれぐらいのところに将来的に結構都市機能が入ってきた場合には、その辺の仕分けというのが、自転車ではなく歩行者の仕分け、特に事故が問題になっているといった報道もありますので、その辺のところはどう考えておられるのかというのが少し気になったというのが1点と、あと将来的に、特に今回駅前ということもございますので、将来的なことを考えれば、多目的広場のところに駐輪場の計画というものはあるのか。ちょっと民地内に入っているのが難しいかとは思いますが、現状ちょっとここ見に行ったんですけども、自転車も結構駅前のところにとまっているので、こういう大規模な開発のときにそういったようなものの受け皿というものを、そういうのを少しお考えになられているのかどうかというのをお聞かせいただくとありがたいんですが。

○幹事（井上） 今、この場所が駅前という場所でございますので、今現在におきましても、駅前にアクセスされます自転車利用者の方がございます。それに関しましては、この福駅付近に本市建設局でございますとか、あるいは鉄道事業者が相当数の自転車駐車を設けておまして、現在それでほぼ駅に直近のところに関しては稼働率も相当高く運営できておりますし、駅近傍ではございますが、少し離れたところはまだ余裕があるという状況ではございます。

そういう意味で、駅へアクセスされる方に関しての駐輪場は今後さらに今回整備いたします区画道路のところも含めまして、道路敷地内で、あるいは、鉄道の敷地内で確保できるものと考えておりますが、一方、今回開発されるエリアにアクセスされる新たな自転車交通が発生すると思われま。それに関しましては、現在、具体的な建築計画は

確定しておりませんが、我々、附置義務の条例でございますとか、種々の指導する内容がございますので、今後、建築の計画の協議の際に必要な台数を的確に敷地内に確保していただくよう指導してまいりたいと考えております。

○飯田委員 よろしく願いいたします。

○村橋会長 ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○藤本委員 2点、質問でございます。

今回の多目的広場というのは、バスのことは考えられていないのかということ、バスとの関連はどうなっているかということと、それからもう1点は、先ほどもやはり用途地域の関係が非常に細かく分かれていくことで問題が起こるということもあるかと思うんですが、この今の敷地の北西に細長いところが工業地域として残るということになるわけですね、大野川歩行者専用道との間が。ここに今既存のものがどういうものになっているかということをごちゃと教えていただけますでしょうか。

○幹事（井上） まず、1点目の多目的広場にバスが入るかどうかというお尋ねでございますが、ここで今想定しています多目的広場、1,000平方メートルございますが、これは自動車、バスではございませんで、主に駅前の人を中心とした広場ということをご想定しております。と申しますのは、本地区は駅勢圏等々の問題がございまして、いわゆる駅前の広場でバスとかタクシーに関しましては、大規模な面積が必要ないと今のところ考えてございまして、現在、既に西側に道路がございまして、そこでアクセスされているもので機能しておりますし、今回、東側にも区画道路ができますが、その運用に関しましては今後協議していくことが可能でございますので、民地敷地内の多目的広場におきまして、そういうバス、あるいはタクシーとかの広場を設ける必要はないと考えております。

ただし、敷地内にできます機能によりましては、その敷地にアクセスされる方の交通機能の広場が必要な場合は、その多目的広場ではなしに、そのさらに内側の敷地内で対応していただこうと考えております。

2点目の点に関しましては、現在北側に工場、倉庫、住宅などが混在しておりますので、用途地域に関しましては工業地域のままでいきたいと考えております。

○村橋会長 ほかにいかがでしょうか。ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○角野委員 1点いいですか。

○村橋会長 はい、どうぞ。

○角野委員 今回の地区の設定については理解しましたけれども、今後この地域の工場用地がまたこのような形で宅地化、住宅地、あるいはそういった商業施設のように、用途転換が仮に隣接地やその周辺で起こるとしたときに、そちらのほうでさまざまなオープンスペース、あるいは歩行者専用通路のネットワークといたしますか、延長の可能性といったことについて、例えばこのコーナーの多目的広場といったものが、そういうことを読み込んでお考えになっているのか、あるいはそうではないのか。

あるいは関連して、先ほども少しだけご説明があったんですけども、この歩行者専用通路の幅員の設定の基本的な考え方ですね。例えばⅡ・2・2福町十三線については、既存の歩道と今回設定する歩行者専用通路とでこれだけの歩行者空間が確定されるんであると思いますけれども、それ以外の部分について、この5メートル、3メートル、それから4メートルというそれぞれ微妙に幅員が違うんですけども、その考え方の根拠といたしますか、基本的な考え方をちょっとお教えください。

○幹事（井上） 最初の点でございます。ネットワークをもうちょっと広域で考えているかということかと思いますが、我々、今後、周辺で同等のような開発が考えられた場合は、例えば今回のように地権者の協力が得られて、地区計画という手法を用いることができる場合は考えていきたいと考えています。現時点では、図面で見ただけでするように、周辺道路とのつながりを特に重視して配置しているものでございます。真ん中を貫きます歩行者専用道路は、従前工場がある間は駅にアプローチするのに迂回をされていた経路をこの敷地の協力を得て円滑に駅に至るルートを確保しようというもので、例えばそういう形で全体を決めているところでございます。

個々の歩行者専用通路の幅員についてでございますが、先ほど若干ご説明しましたように、既に敷地の北側、並びに南側は2メートル程度の歩道が道路にございまして、それと合わせまして5メートル以上の空間ができることになっております。東側に関しましては、道路は8メートルの道路があるのですが、歩道がございませんので、その南側、北側よりは歩行者の交通量が減るとは思われるので、敷地内で4メートルを確保していただくことによって安全、円滑な空間を確保しようとするものでございます。真ん中を貫く4メートルに関しましても、ほぼ同様の考え方で、先ほど飯田委員からもご指摘がございました、仮に自転車が通行することを考えても、交通量に対しまして十分な幅員が確保できているものと考えております。

○村橋会長 ほかにいかがでしょうか。特にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○村橋会長 それでは、お諮りします。

議第169号から議第171号議案につきましては、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村橋会長 ありがとうございます。

ご異議がございませんので、原案どおり可決いたします。

これをもちまして、本日の審議は終了いたしました。

決議をいただきました案件につきましては、直ちに必要な手続きを行わせていただきます。

それでは、これで閉会といたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後1時38分

---

大阪市都市計画審議会委員 梅 宮 典 子 ⑩

大阪市都市計画審議会委員 高 山 仁 ⑩